

事務連絡
令和5年12月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

こどもの生活・学習支援事業に関するQ&Aについて

ひとり親家庭支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「こどもの生活・学習支援事業に関するQ&A」につきまして、別添のとおり作成しましたので送付いたします。ご確認のうえ、事業実施にあたりご参考としていただきますようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡の作成に伴い、平成28年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「こどもの生活・学習支援事業に関するQ&Aの送付について」は廃止いたします。

(別添)

こどもの生活・学習支援事業に関するQ & A

1. 生活指導・学習支援

問1 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業と一体的に実施することは可能なのか。

(答)

可能です。

生活困窮者自立支援制度の「こどもの学習・生活支援事業」とひとり親家庭の「こどもの生活・学習支援事業」における、それぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開してください。

2. 大学等受験料支援及び模擬試験受験料支援

問1 大学等受験料支援及び模擬試験受験料支援（以下「受験料等支援」という。）を実施する目的を教えてください。

（答）

受験料等支援を実施する目的は、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、受験料等支援を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しすることです。

問2 学習支援に登録等しているこどもとは、どのようなこどもを想定しているでしょうか。

（答）

「こどもの生活・学習支援事業」もしくは「子どもの学習・生活支援事業」を実施している自治体において、受験料等支援の支給要件を満たすこどもを想定しています。

現に学習支援を受けているこどもに加え、現在実施している学習支援において定員超過のため学習支援を受けられない場合や、小・中学生向けの学習支援のみを実施していることにより、高校生向けの学習支援を受けられない場合等、現に学習支援を受けていないが、自治体において当該学習支援事業等を実施している場合は、対象者から受験料等支援における申請を受けたことを以て「学習支援に登録等しているこども」と解釈して差し支えございません。

なお、受験料等支援のみを受けるこどもに対して、自習室の開放や進路・修学支援に関する情報提供等を行うなど、伴走して支援出来るよう工夫することが望ましいと考えます。

問3 支給手続きについては、実施主体で定めることになりますか。

（答）

ご認識のとおりです。各自治体において、支給要領等を定めていただき、実施要綱における対象者要件に合致する方への支給をお願いいたします。

問4 支給事務についてどのように行えばいいでしょうか。

（答）

「こどもの生活・学習支援事業」が自治体によって様々な方法で行っていただいていると認識しており、受験料等支援の支給についても自治体により事務は様々なことが予想されるため、統一的な方法のお示しをする予定はございません。

支給事務の一例として、「こどもの生活・学習支援事業」を外部委託して実施して

いる場合、受験料等支援分を含め委託料とし自治体から事業者へ支払い、事業者から受給者へ支給されるスキームも有り得ると考えます。

問5 支給要件に申請時点とありますが、ひとり親家庭として12月1日に申請していたが、2月の受験時には結婚している場合も対象となりますか。

(答)

申請時点で要件を満たしていれば対象となるため、当該事由も対象となります。

問6 生活保護受給者世帯は対象となりますか。

(答)

生活保護を受けている方であっても、本事業の対象者要件を満たせば、支援対象者となります。なお、本支援は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとしています。(参考:令和5年12月14日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「「こどもの生活・学習支援事業」の生活保護制度上の取扱いについて」)